

高知県子ども条例をここに公布する。

平成25年 1 月 4 日

高知県条例第 1 号

高知県子ども条例

高知県こども条例（平成16年高知県条例第35号）の全部を改正する。

高知県の将来を担う子どもが、豊かな自然の中で夢を持ってのびのびと遊び、学んで心豊かに成長することは、全ての県民の願いである。

全ての子どもは、かけがえのない存在として、生まれながらに人としての尊厳と権利を有する。その尊厳と権利を守り、健やかな成長を支えることは、社会を構成する大人一人一人の責務であり、子どもは、虐待、いじめその他のあらゆる暴力や差別から守られなければならない。

急速な少子化や核家族化の進行をはじめとした社会や経済状況の変化による地域社会の活力と共同社会機能の低下は、子どもの人間関係や社会意識の希薄化と規範意識の低下をもたらし、高知県の将来に深刻な影響を与えることが懸念されている。

そのため、人と人とが強い絆で結ばれた地域社会を再構築し、子ども一人一人が、自らの力を発揮しながら自尊感情と他者を思いやる心を育み、すくすくと成長することができる社会環境と教育環境を醸成していくことが求められている。

私たち県民は、子どもの健やかな成長に適した豊かな自然環境など、高知県の特性を十分に生かしながら、子どもの年齢と成熟度に応じて、その成長をしっかりと見守り、支えることを目指さなければならない。

このような考えのもと、私たち県民は、子どもの権利が尊重されながら、高い規範意識と自尊心を持って心豊かに成長することができるよう、家庭、学校、地域と行政とが、一体となって環境づくりに取り組むことを目指し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくりについての基本理念を定め、県、保護者、学校関係者等及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、「子ども」とは、18歳未満の者をいう。

（基本理念）

第3条 子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくり（以下「子どもの環境づくり」という。）を県民で醸成するため、次に掲げる事項を基本理念として社会全体で推進しなければならない。

（1） 子どもは、次代の社会を担う大切な存在であるという認識の下、子どもが年齢及び成熟度に応じて成長することができること。

（2） 子どもが、家庭、学校及び地域社会における活動を通じて、人間性及び社会性を育み、成長とともに高い規範意識、自尊心及び他者を思いやる心を身に付けることができる環境をつくること。

（3） 保護者、学校関係者等、地域社会及び行政が子どものために連携すること。

（県の責務）

第4条 県は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、子どもの環境づくりに関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の施策を推進するに当たっては、次条から第7条までに規定する責務に配慮しなければならない。

3 県は、第8条の規定により連携し、及び協働して行われる取組を支援しなければならない。

（保護者の責務）

第5条 保護者は、家庭が子どもの育つ基盤であり、自らが子育てについて重要な役割を有すること及び基本理念にのっとり子どもを大切に育てる責務を有することを認識するとともに、子どもが高い規範意識を身に付けること及び自ら力を発揮して成長することができるよう、深い愛情を持って育てなければならない。

（学校関係者等の責務）

第6条 学校関係者等は、基本理念にのっとり、子どもの安全の確保及び子どもが安心して、学びながら成長することができる教育環境づくりに努めなければならない。

（県民の責務）

第7条 県民は、自らの意識、行動等が子どもに与える影響の大きさを自覚し、自らの規範意識を高めるとともに、子どもが健やかに成長することができる社会環境づくりに努めなければならない。

（連携及び協働）

第8条 保護者、学校関係者等及び県民は、前3条に規定する責務を果たすに当たっては、相互に連携し、及び協働するように努めるものとする。

（市町村との連携）

第9条 県は、第4条第1項の施策を推進するため、市町村と連携を図るとともに、市町村が実施する子どもの環境づくりに関する施策について、情報の提供、技術的な助言その他必要な支援に努めなければならない。

（計画の策定等）

第 10 条 県は、この条例の目的及び基本理念を実現するための計画（以下「推進計画」という。）を策定するものとする。

2 推進計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。

（1） 総合的かつ長期的に講ずべき指針

（2） 前号に掲げるもののほか、子どもの環境づくりに関する取組を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 県は、毎年度、推進計画に基づき行う施策の実施状況について、年次報告として取りまとめ、これを公表するとともに、施策への反映に努めるものとする。

（推進委員会の設置等）

第 11 条 子どもの環境づくりに関する施策を推進するため、高知県子どもの環境づくり推進委員会（以下この条において「推進委員会」という。）を設置する。

2 推進委員会の任務は、次のとおりとする。

（1） 推進計画の作成及び変更に関すること並びにこの条例の目的の実現に関する重要な事項を調査審議すること。

（2） 推進計画に基づき県が実施する子どもの環境づくりに関する取組の状況について、知事に対して意見を述べること。

3 推進委員会は、委員 15 人以内で組織する。

4 委員は、子どもに関し識見のある 15 歳以上の子どもを含む県民から、知事が任命する。

5 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 第 2 項から前項までに定めるもののほか、推進委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（広報及び啓発）

第 12 条 県は、この条例の目的及び基本理念についての理解が促進されるよう、広報及び啓発に努めるものとする。

（相談への対応）

第 13 条 県は、子どもの環境づくりを推進するに当たって、子ども及びその保護者から相談があった場合は、適切な対応を行うものとする。

2 県は、前項の相談に応じ、必要な調査及び助言を行うほか、関係行政機関への通知その他処理のために必要な措置を講ずるものとする。

（委任）

第 14 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に高知県子ども条例（平成16年高知県条例第35号）第20条第1項の高知県子どもの環境づくり推進委員会（以下この項において「従前の高知県子どもの環境づくり推進委員会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日において第11条第4項の規定により高知県子どもの環境づくり推進委員会の委員に任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる高知県子どもの環境づくり推進委員会の委員の任期は、同条第5項の規定にかかわらず、同日における従前の高知県子どもの環境づくり推進委員会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。